

長野工業高等専門学校教員会議規則

最終改正 令和4年7月4日

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第15条第2項の規定に基づき、本校教員会議（以下「会議」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 会議は、校長の諮問に応じ、本校の教務、学生支援、寮務及びその他必要事項に関し審議する。また、校長が必要と認めた事項について報告する。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者で組織する。

- 一 校長
- 二 教授，准教授，専任講師，助教及び助手
- 三 事務部長
- 四 総務課長及び学生課長

(会議の招集及び議長)

第4条 会議は、校長が招集し、その議長となる。

- 2 議長に事故あるときは、副校長のうち、あらかじめ校長が指名した者がその職務を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第5条 議長は、必要あると認めたときは、第3条に規定する構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、総務課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 長野工業高等専門学校教官会議規程（平成7年6月6日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月4日 一部改正）

この規則は、令和4年7月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。